

## 福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部改正案の概要

### 1 理由

措置費等の支弁及び徴収金については、厚生労働事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により実施していますが、本通知が一部改正（令和5年3月20日厚生労働省発子0320第8号）されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

### 2 規則の一部改正案の要旨

- 厚生労働事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」において、「社会的養護従事者処遇加算」及び「国家公務員給与改定対応部分減額費」が追加されたことに伴い、本要綱別表第三（第三条関係）措置児童等に係る算定額の（次の算式によつて得られる額）に「社会的養護従事者処遇加算」及び「国家公務員給与改定対応部分減額費」を加えるもの。

### 3 施行期日

意見公募後、速やかに公布・施行する。